

変更・廃止・休止・再開・加算における必要な添付書類一覧（通所リハビリ・介護予防通所リハビリ）※令和6年6月分～

※下記一覧はあくまで参考であり、条件によって追加の書類が必要となる場合もあります

△印は、変更がある場合にのみ必要となる書類
●印は、加算をとる場合に必要となる書類（加算がとれなくなる場合は不要）

注1) 人員変更は特例措置があります。詳しくは、介護保険課のHPを参照してください。

注2) 役員の変更が登記事項証明書で確認できない場合は、登記事項証明書（写）に代え、役員会議事録（写）等の変更役員及び変更年月日を確認できる書類を添付してください。

注2) 役員の変更が登記事項証明書で確認できない場合は、登記事項証明書(写)に代え、役員会議事録(写)等の
注3) 住所、氏名(婚姻等による)及び兼務関係の変更の場合は、専格事由の誓約書を添付する必要はありません。

注3) 住所、氏名（婚姻等による）及び兼務関係の変更の場合は、欠格事由の誓約書を提出して下さい。

注4) 同一法人に複数の事業所がある場合は、事業所一覧を添付してください。

注5) 兼務関係の変更も届出が必要です。兼務関係に変更があった場合は、運営規程
注6) 住所及び氏名（婚姻簿による）の変更の場合は、添付する必要はありません。

注6) 住所及び氏名(婚姻等による)の変更の場合は、添付する必要はない。

注7) 所要時間区分に変更がない場合は、添付する必要はありません。

注8) 定員減の場合は、添付する必要はありません。
注9) 一動車の荷物置き場を増やす場合に、運転席より荷物を移す

注9) 不動産の権利関係の変更を伴わない場合は、添付する必要はありません。

^{注10)} 休止届は、やむをえず人員基準等を満さなくなってしまった場合に提出するもの。

注11) 介護保険課のHP、「介護職員等処遇改善加算」の該当

注12) 増員となった従業員の方のみ資格証を添付してください。

(13) 厚生労働省への情報の提出を要件とする加算を取得する